



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*69 医療法施行細則の一部を改正する規則 (医務課) ..... 1

## 規 則

### 和歌山県規則第69号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成9年和歌山県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条の2中「第3条の3」の次に「又は第4条第2項」を加える。

第31条中「第31条の3」を「第31条の5」に改める。

第32条及び第33条を次のように改める。

（管理者理事特例認可申請書）

第32条 施行規則第31条の5の2の申請書は、管理者理事特例認可申請書（別記第35号様式）とする。

（理事長選出特例認可申請書）

第33条 施行規則第31条の5の3の申請書は、理事長選出特例認可申請書（別記第36号様式）とする。

第34条中「第32条」を「第33条の25」に改める。

第35条中「第50条第3項」を「第54条の9第5項」に改める。

第40条の見出しを「（吸収（新設）合併認可申請書）」に改め、同条中「第35条」を「第35条の2（施行規則第35条の5において読み替えて準用する場合を含む。））」に、「合併認可申請書」を「吸収（新設）合併認可申請書」に改める。

第43条の見出し中「仮理事」を「一時役員」に改め、同条中「第46条の4第5項」を「第46条の5の3第2項（法第46条の6の2第3項において準用する場合を含む。））」に、「仮理事の」を「一時役員」に、「仮理事選任申請書」を「一時役員選任申請書」に改める。

第43条の2を削る。

第46条を第47条とし、第45条を第46条とし、第44条の次に次の1条を加える。

（吸収（新設）分割認可申請書）

第45条 施行規則第35条の8（施行規則第35条の11において読み替えて準用する場合を含む。）の申請書は、吸収（新設）分割認可申請書（別記第48号様式）とする。

別記第34号様式中「第46条の2第1項ただし書」を「第46条の5第1項ただし書」に改める。

別記第35号様式及び別記第36号様式を次のように改める。

別記第35号様式 (第32条関係)

管理者理事特例認可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者	主たる事務所所在地	〒 電話番号 ( )
	医療法人名 代表者の氏名	④

医療法人の開設する病院等の管理者の一部を理事に加えないこととしたいので、医療法（昭和23年法律第205号）第46条の5第6項ただし書の規定により申請します。

記

1 理事に加えない管理者の住所及び氏名

住所	〒 電話番号 ( )
氏名	

2 当該管理者の管理する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地

名称	
所在地	〒 電話番号 ( )

3 当該管理者を理事に加えない理由

--

別記第36号様式 (第33条関係)

理事長選出特例認可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申 請 者	主たる事務所所在地	〒 電話番号 ( )
	医療法人名 代表者の氏名	㊞

医療法人の理事長を医師（歯科医師）以外の理事のうちから選出したいので、医療法（昭和23年法律第205号）第46条の6第1項ただし書の規定により申請します。

記

1 理事長に選出しようとする理事の住所及び氏名

住 所	〒 電話番号 ( )
氏 名	

2 理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する理由

添付書類

- 1 理事長就任予定者の履歴書
- 2 認可されれば理事長に就任する旨の承諾書

別記第37号様式中「第50条第1項」を「第54条の9第3項」に改める。

別記第38号様式中「第50条第3項」を「第54条の9第5項」に改める。

別記第40号様式中「同条第3項」を「同条第6項」に改める。

別記第41号様式中「下記のとおり」の次に「医療法（昭和23年法律第205号）第55条第1項第1号（第1項第5号、第3項第1号）の事由により」を加え、「医療法（昭和23年法律第205号）第55条第1項第1号（第1項第5号、第2項第1号）」を「同条第8項」に改める。

別記第43号様式を次のように改める。

別記第43号様式 (第40条関係)

吸 収 ( 新 設 ) 合 併 認 可 申 請 書

年 月 日

和歌山県知事 様

申 請 者	主たる事務所 所在地	〒	電話番号	( )
	医療法人名 代表者の氏名			⑩
	主たる事務所 所在地	〒	電話番号	( )
	医療法人名 代表者の氏名			⑩

医療法人を吸収(新設)合併したいので、医療法(昭和23年法律第205号)第58条の2第4項(同法第59条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 医療法第58条の2第1項又は第3項(同法第59条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の手続を経たことを証する書類  
 社団の医療法人にあつては、社員総会の議事録  
 財団の医療法人にあつては、理事会(評議員会)の議事録
- 3 吸収合併契約書又は新設合併契約書の写し
- 4 合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人の定款又は寄附行為
- 5 合併前の各医療法人の定款又は寄附行為
- 6 合併前の各医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 7 合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 8 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- 9 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及び管理者の医師免許証等の写し
- 10 その他知事が必要とする書類

別記第44号様式中

「 (6) 清算の結了  
(7) その他登記事項の変更 (変更内容) 」 を

「 (6) 分割  
(7) 清算の結了  
(8) その他登記事項の変更 (変更内容) 」 に

改める。

別記第46号様式を次のように改める。

別記第46号様式 (第43条関係)

一 時 役 員 選 任 申 請 書

年 月 日

和歌山県知事 様

主たる事務所の所在地

医療法人名

代表者の氏名

⑩

下記の者を、本法人の一時役員に選任していただきたく、医療法（昭和23年法律第205号）第46条の5の3第2項（同法第46条の6の2第3項で準用する場合を含む。）の規定により申請します。

記

1 一時役員に選任されるべき者

住 所

氏 名

性 別

生年月日

職 業

一時役員に選任する理由

2 選任を必要とする理由

添付書類

1 一時役員履歴書

2 一時役員就任承諾書

3 役員及び社員（評議員）の名簿

別記第46号様式の2を削る。

別記第47号様式の次に次の1様式を加える。



別記第48号様式(第45条関係)

吸 収 ( 新 設 ) 分 割 認 可 申 請 書

年 月 日

和歌山県知事 様

申 請 者	主たる事務所 所在地	〒	電話番号	( )
	医療法人名 代表者の氏名			㊟
者	主たる事務所 所在地	〒	電話番号	( )
	医療法人名 代表者の氏名			㊟

医療法人を吸収（新設）分割したいので、医療法（昭和23年法律第205号）第60条の3第4項（同法第61条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 医療法第 60 条の 3 第 1 項又は第 3 項（同法第 61 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の経路を経たことを証する書類  
 社団の医療法人にあつては、社員総会の議事録  
 財団の医療法人にあつては、理事会（評議員会）の議事録
- 3 吸収分割契約書又は新設分割契約書の写し
- 4 分割後存続する医療法人又は分割によって設立する医療法人の定款又は寄附行為
- 5 分割前の各医療法人の定款又は寄附行為
- 6 分割前の各医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 7 分割後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 8 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- 9 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及び管理者の医師（歯科医師）免許証等の写し
- 10 その他知事が必要とする書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の医療法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。